

○避難安全検証法を確かめることにより適用の除外される

東京都建築安全条例 興行場等抜粋

条	項	号	既定の概要	階避難安全性能を有するもの	全館避難安全性能を有するもの
8			直通階段からの避難経路	-	○
10の4	1		避難階における直通階段からの出口	-	○
10の8			行き止まり廊下等の禁止	○	○
11			特別避難階段等の設置	-	○
43		1	興行場の客席部の出入り口の数	○	○
		2	興行場の客席部の出入り口の配置	○	○
		3	興行場の客席部の出入り口の幅	○	○
		4	興行場の客席部の出入り口幅の合計	○	○
44			興行場の客用廊下	○	○
45		1	興行場の直通階段の配置	-	○
		2	興行場の直通階段の幅	-	○
46	1	3	屋外へ通ずる出口の幅	-	○
		4	屋外へ通ずる出口幅の合計	-	○
47	1		興行場の客席内の構造	○	○
48			客席部と舞台部との区画	○	○
49			客席部とその他の部分との区画	○	○
50	2		舞台部の屋外への避難経路		○
51		2	主階が避難階以外にある興行場等 直通階段の一以上を特別避難階段又は 屋外階段とする	-	○
		3	主階が地階にある興行場等の歩行距離	-	○
		4	屋上広場	-	○

※各条例の詳細な数値等は東京都建築安全条例をご確認ください。